

締切： 2021年 7月 12日（月）

あて先 宮城県保健福祉部長 (障害福祉課扱い)	件名 自立支援医療機関の自己点検表 について(提出)	発信日 2021年 7月 1日 発信者 医療法人社団 塚本内科消化器科 (医療機関・事業者名) (電話番号) 0224-26-1026 (担当者名) 塚本 彩人
-------------------------------	----------------------------------	--

自己点検表(精神通院医療:「病院・診療所」)

点検項目		根拠法令 法: 障害者総合支援法	点検結果 ※該当するものに○をつけて ください。		
1 基本方針	(1) 支給認定に係る障害者等の心身の障害の状態の軽減を図り自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、良質かつ適切な自立支援医療を行っているか。	○法第61条, 法施行規則第60条	○適切	不適切	
2 療養担当規程の遵守状況	(1) 受診者の診療を正当な事由がなく拒んでいないか。	○平成18厚告66指定自立支援医療機関(精神通院医療)療養担当規程	○適切	不適切	
	(2) 医療受給者証が有効であることを確認した上で診療しているか。		○適切	不適切	
	(3) 受診者がやむを得ない事情がある場合、便宜な時間を定めて診療しているか。		○適切	概ね適切	不適切
	(4) 診療録に必要な事項を記載しているか。		○適切	不適切	
	(5) 診療及び診療報酬の請求に関する帳簿等を完結の日から5年間保存しているか。		○適切	不適切	
3 人員体制, 設備の整備状況 「病院・診療所」	(1) 診断及び治療を行うに当たって、十分体制を有しており、適切な標榜科を示しているか。	○平成18障精発第0303005号「指定自立支援医療機関の指定について」 ○指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定要領	○適切	不適切	
	(2) 指定自立支援医療を主として担当する医師が次の要件を満たしている保険医療機関であるか。 ① 勤務している医師であること。 ② 精神医療についての診療従事年数が、医籍登録後、通算して3年以上あること。※		○適切	不適切	
4 その他	(1) 自立支援医療費の請求は、適正に行っているか。	○法第58条, 法第64条, 法第68条第1項第4号 ○平18障発第0303002号「自立支援医療費の支給認定について」 ○自立支援医療費支給認定通則実施要綱	○適切	不適切	
	(2) 負担上限月額が設定されている受診者等について、適切に自己負担の徴収をしているか、また、自己負担上限額管理票へ適切に記載をしているか。		○適切	不適切	
	(3) 医療機関の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときの変更の届出は適正に行われているか。		○適切	不適切	

※「精神医療」にはてんかん、高次脳機能障害(器質性精神障害)、発達障害、認知症等の医療を含みます。